

家庭用生ごみ処理機等 購入助成について

家庭用生ごみ処理機器の助成開始

平成23年7月以降に購入された、
家庭用生ごみ処理機と家庭用生ごみ処理容器の購入費の一部を助成します。
これは、町内の家庭から排出される生ごみの量が、全体の概ね6割程度を占めており、
この生ごみの減量と堆肥化による資源の再利用の一環として、新たに設けられた制度です。
詳細は下記をご覧ください。
この助成制度をご利用いただき、なお一層の環境対策へのご協力をお願いします。

助成 対象者

町内に住所を有している世帯主で、世帯員全員が町税を完納していること。

※団体や事業主は対象となりません。

※7月以降毎月20日までに受領した申請書を確認後、翌月10日までに助成金を決定し通知する予定です。

※申請書を確認後、助成金をお支払いできない場合もあります。

助成金 対象物

(1)家庭用生ごみ処理機

(電気などの動力を有する機械式及び手動式の生ごみ処理機で、堆肥化及び減量化する機能を有するもの)

※生ごみを粉碎して下水道に流すタイプ(ディスポーザー)は除きます。

(2)家庭用生ごみ処理容器

(微生物を利用して生ごみを発酵分解し、土壌還元(堆肥化)する機能を有するもの)

※推奨機器等の指定はしませんので、購入予定の機器が対象になるかどうか不明な場合は下記へ問い合わせをお願いします。

助成金額

(1)家庭用生ごみ処理機 **購入金額の1/2、上限20,000円**

(2)家庭用生ごみ処理容器 **購入金額の1/2、1個あたり上限5,000円**

※消費税及び地方消費税は購入金額に含む

※機器の送料、消耗品は除く

助成数量

(1)家庭用生ごみ処理機 **1世帯1基**

(2)家庭用生ごみ処理容器 **1世帯2個**

請求方法等くわしくは各振興センター及び本庁町民環境課に配置している「鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金の交付案内書」をご覧ください。

問合せ先

町民環境課 森元まで **電話 (0868) 54-2984**

